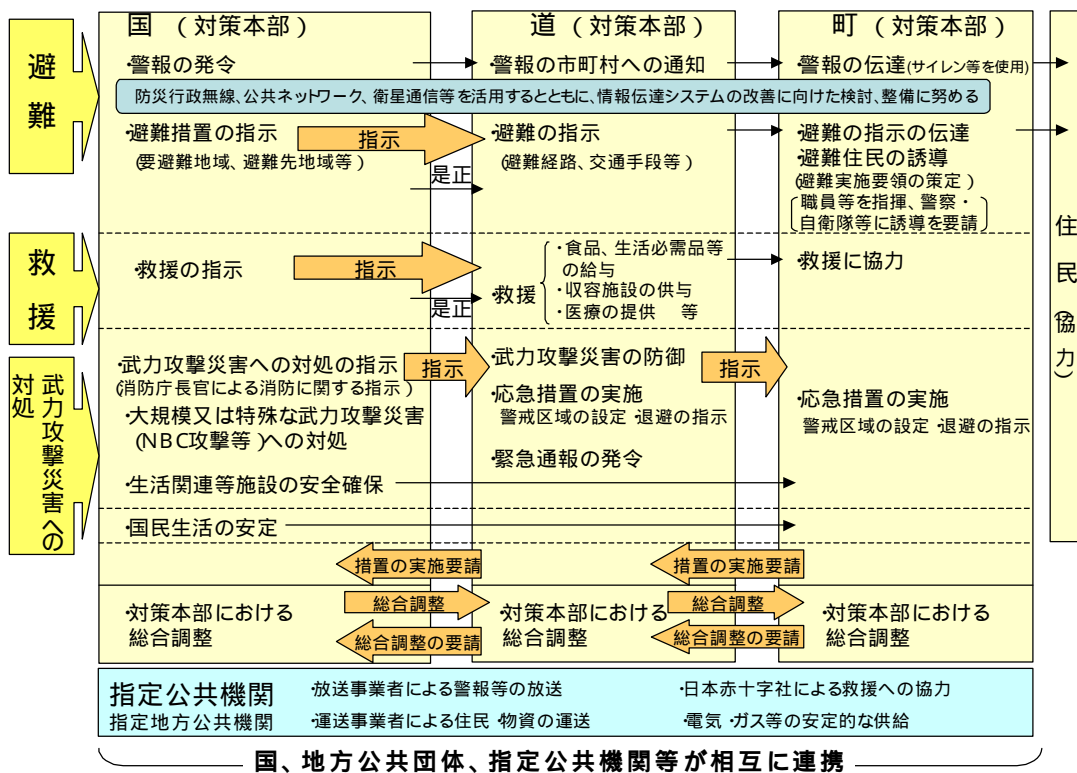


# 平取町国民保護計画の概要

## 【国民保護とは？】

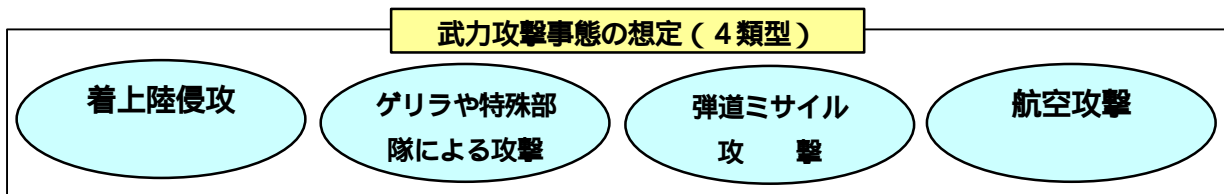
平成16年9月に国民保護法が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施します。

## 【国民保護の仕組み】



## 【町国民保護計画が対象とする事態】

町国民保護計画では、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている次の4類型を対象として想定しています。



## 【町国民保護計画の構成】

第1編 総論	第2編 平素からの備 えや予防	第3編 武力攻撃事態 等への対処	第4編 復旧等	第5編 緊急処理事態 への対処
計画の目的 国民保護措置に関する基本方針 関係機関の事務又は業務の大綱等 町の地理的、社会的特徴 町国民保護計画が対象とする事態	組織・体制の整備等 避難、救援及び武力攻撃災害への平素からの備え 物資及び資材の備蓄、整備 国民保護に関する啓発	初動連絡体制 町対策本部の設置等 関係機関相互の連携 警報及び避難の指示等 救援 安否情報の収集・提供 武力攻撃災害への対処 被災情報の収集及び報告 保健衛生の確保等 国民生活の安定に関する措置 特殊標章等の交付等	応急の復旧 武力攻撃災害の復旧 国民保護措置に要した費用の支弁等	緊急処理事態 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

## 第1編 総論

第1編では、計画作成の目的や国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項についての基本方針など、計画全体の基本的な事項について記載しています。

### 【計画の目的】

この計画は、国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、町内で関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進することを目的としています。

### 【国民保護措置に関する基本方針】

町国民保護計画では、基本的人権の尊重を始め、町が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について次のような基本方針を掲げました。

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報提供
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 第2編 平素からの備えや予防

第2編では、武力攻撃事態等が起こったとき、国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素から取り組むべき事項について記載しています。

### 【組織・体制の整備】

初動対応に万全を期し、適切な措置を講じるための職員参集基準や災害対応について24時間即応体制を確保します。また、関係機関との連携体制の整備や通信の確保、自主防災組織等に対する支援、被災情報・安否情報の収集や提供等の体制整備を行います。

### 【訓練の実施】

近隣市町村、道、国等関係機関と連携して、国民保護措置について実践的な訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めます。また、訓練実施にあたっては、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めます。

### 【避難施設の指定への協力】

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力します。また、道が指定した避難施設に関する情報を道と共有するとともに、道と連携して住民に周知します。

### 【物資及び資材の備蓄】

必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとします。また、安定ヨウ素剤等の特殊な薬品等については、道と連携しつつ対応します。

### 【国民保護に関する啓発】

国民保護措置の意義や仕組みなどについて、広く住民の理解が深まるよう広報誌、インターネット等の活用や住民向け講演会等の実施により、国民保護に関する啓発を行います。また、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発も行います。

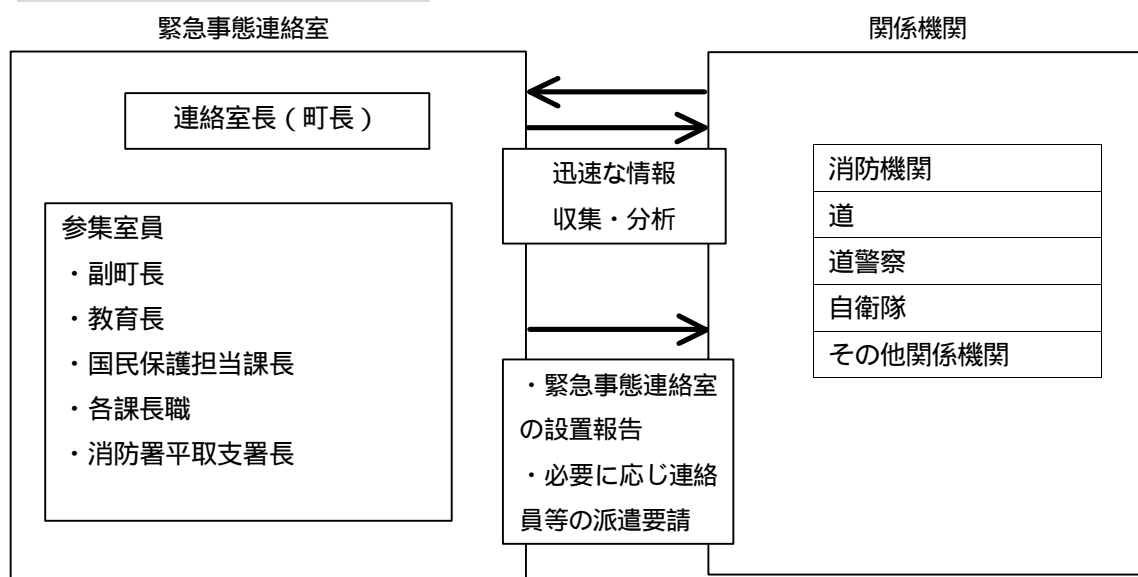
## 第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編では、武力攻撃事態等が発生した際における町の対応全般について記載しています。

### 【初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置】

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることから、「緊急事態連絡室」を設置し、必要な措置を行います。

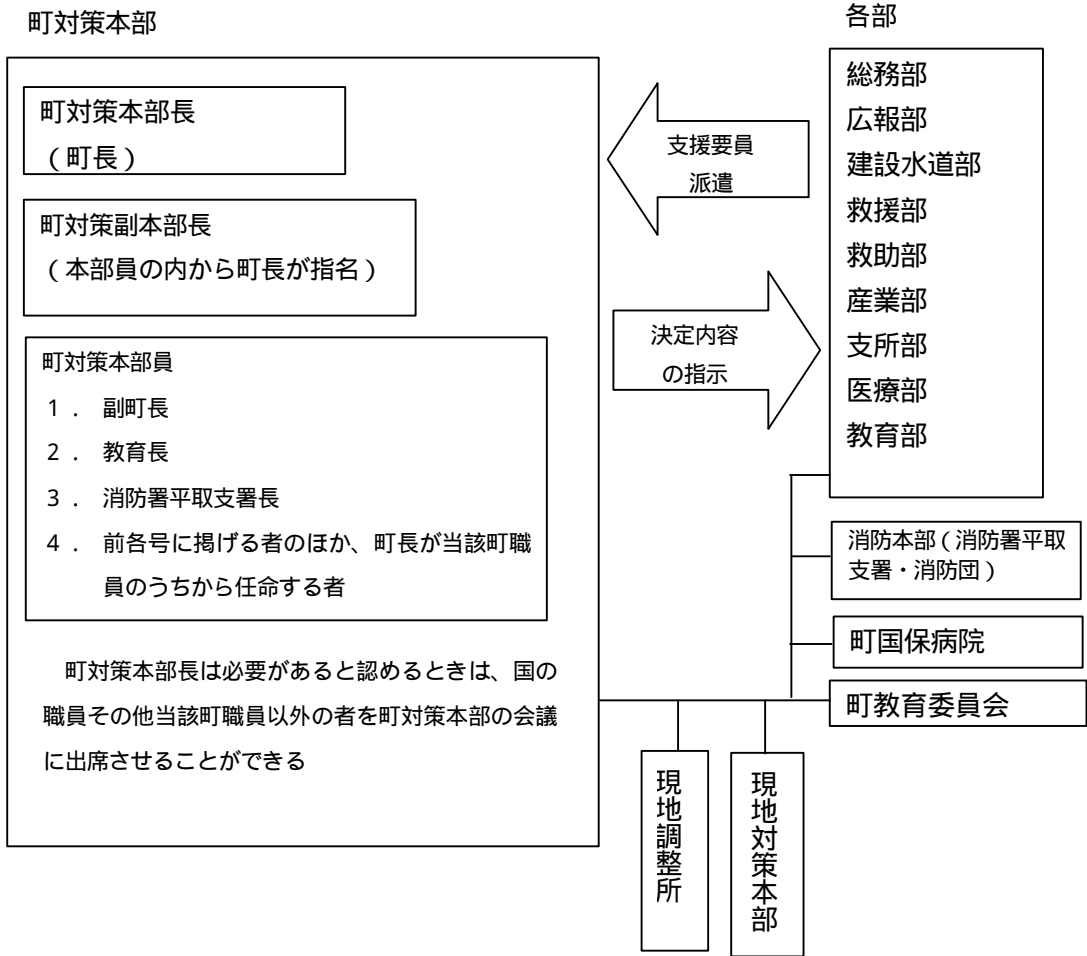
#### 【町緊急事態連絡室の構成等】



#### 【町対策本部の設置等】

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合は、直ちに町対策本部を設置します。また、町が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進する必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請します。

# 町対策本部の組織及び機能



## 【住民への協力要請】

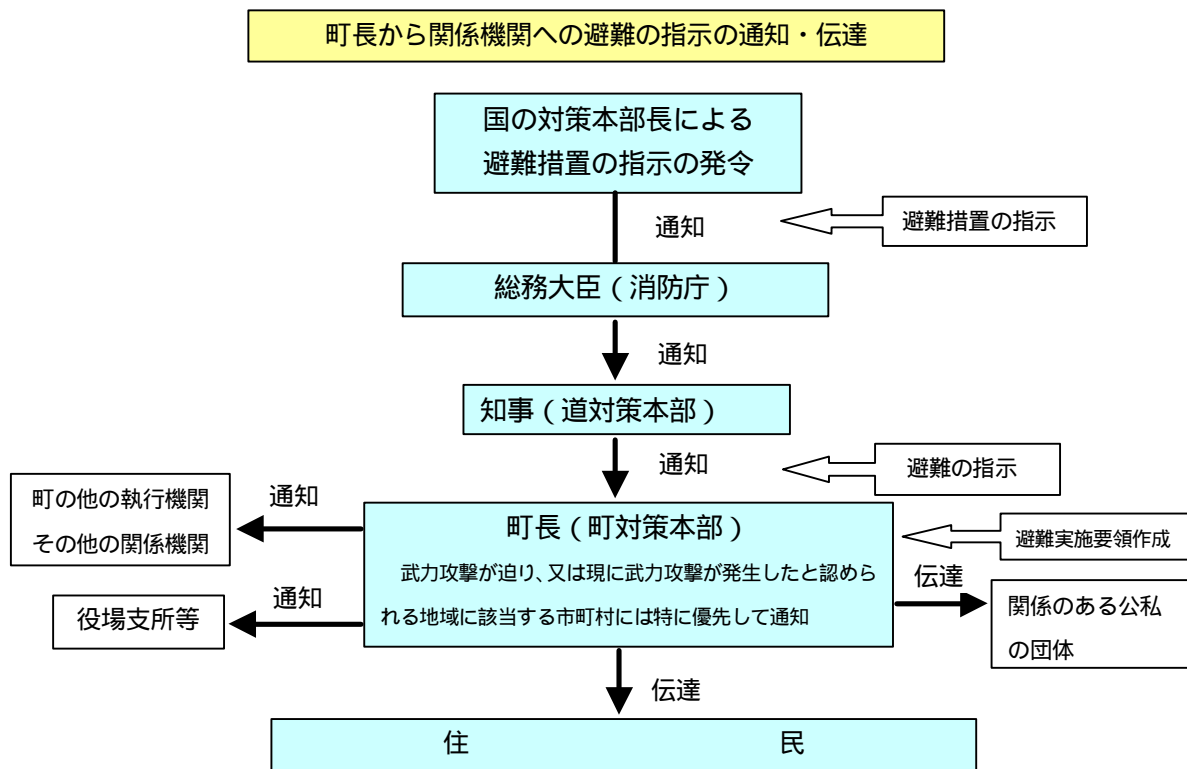
国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要であると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 【避難の指示の通知・伝達】

道から避難の指示の通知を受けた場合には、消防団緊急伝達システムやホームページへの掲載、広報車による周知、消防団や自主防災組織等による伝達や自治会等への協力依頼により伝達を行います。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



## 【避難住民の誘導等】

知事から避難の指示の通知を受けた場合には、各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。策定後、直ちに、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めます。避難住民の誘導に関しては、避難実施要領に基づき、町職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。（ただし、緊急の場合には、この限りではありません。）

## 【救援の実施】

町長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする通知を受けた場合には、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行います。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 【安否情報の収集・提供】

武力攻撃災害において、関係機関などと連携して安否情報の収集し、その情報について整理し、報告及び照会への回答を行います。その際には、個人情報の保護について、特に留意します。

## 【応急措置等】

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、町長は、自らの判断により次のような措置を実施します。

退避の指示～町長は、武力攻撃が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し避難の指示を行います。

警戒区域の設定～町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域（立入制限区域）の設定を行います。

応急公用負担～町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木等の使用若しくは収用を行います。また、災害を受けた現場の工作物等で災害への対処に関する措置の支障となるものの除去を行います。

## 【国民生活の安定に関する措置】

町は、武力攻撃事態等においては、国民生活の安定のための措置として、次のとおり実施します。

生活関連物資等の価格安定に関する措置

避難住民等の生活安定等に関する措置

生活基盤等の確保に関する措置

## 第4編 復旧等

第4編では、武力攻撃事態等の具体的状況下又は事態終了後において、被害を受けた町の管理する施設等への応急措置、災害復旧又は国民保護措置に要した費用などについて必要な事項を記載しています。

### 【応急の復旧】

町は、武力攻撃災害により、自らが維持管理する施設及び設備に対して、被害が発生した場合に一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な措置を講ずることを定めています。

### 【武力攻撃災害の復旧】

町は、自らが管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、その必要な事項について定めています。

## 第5編 緊急処理事態への対処

第5編では、大規模テロなど武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急処理事態として武力攻撃事態等に準じた措置を講ずることを記載しています。